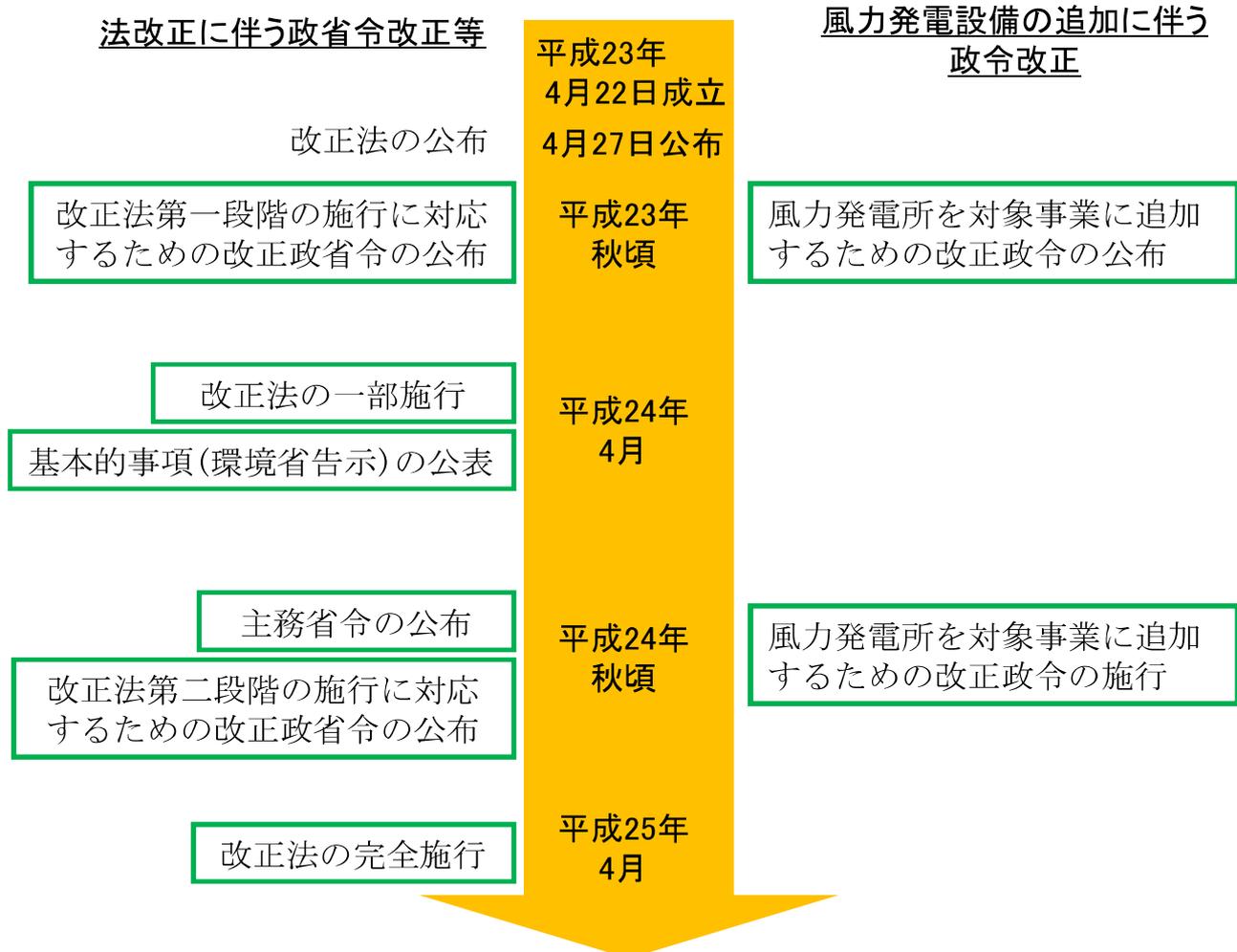


今後想定されるスケジュール等

1. 今後想定されるスケジュール



2. 法改正事項

○平成24年4月に施行される法改正事項

- ・ 交付金事業を対象事業に追加
- ・ 方法書段階での説明会の開催の義務化
- ・ 電子縦覧の義務化
- ・ 政令で定める市からの直接の意見提出手続の新設
- ・ 方法書段階における環境大臣意見提出手続の新設
- ・ 都道府県知事等が許認可権者の場合の環境大臣助言手続の新設

○平成25年4月に施行される法改正事項

- ・ 計画段階配慮書の手続の新設
- ・ 環境保全措置等の公表等